

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和7年度第3回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和7年8月26日(火)午後2時から午後4時22分まで
開 催 場 所	403集会室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原委員、齊藤委員、横山委員、今井委員、池鯉 鮒委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：デジタル推進課長、デジタル推進課デジタル推進係長、子ども 育成課長、子ども育成課保育・幼稚園係長
報 告 事 項	1 令和7年度第2回行政評価委員会の会議結果について 2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。)	報告事項：令和7年度第2回行政評価委員会の会議結果について 令和7年度第2回行政評価委員会の会議結果を説明した。 議題1 事務事業の外部評価について 「No.2 ビジネスチャットの導入及び文章生成AI活用事業」及び 「No.11 ベビーシッター利用支援事業」について、外部評価を実施 した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第1回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(修正案)及び 第2回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確 認し、以下のとおりとした。 ○No.1 LINE等システム導入事業 … 原案のとおりとした。 ○No.4 自主防災組織活動資器材等助成事業 … 原案のとおりとした。 ○No.5 避難情報等電話配信サービス事業 … 原案のとおりとした。 ○No.6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業(企画調 整 ハイリスクアプローチ) … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。 ○No.7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業(ポピュ レーションアプローチ) … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。 ○No.8 武蔵村山観光まちづくり協会助成事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することと した。

審議経過

(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)

(発言者)
○印=委員
●印=説明員
■印=事務局

報告事項1 令和7年度第2回行政評価委員会の会議結果について
令和7年度第2回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

報告事項2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について

■ 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況については、毎年度調査により進捗状況を把握し、翌年度の当初予算の査定等への活用を図っていたものである。過去の当委員会の意見等を踏まえ、令和5年度より外部評価として改善や見直し等を求めた意見がどの程度事業に反映されたかを把握することを目的として、当該調査の結果について、一定の結論を得たものを当委員会に報告している。

今回は、当委員会からの意見等を踏まえ、見直しを実施した12件の事務事業等の見直し状況について説明する。

No.1 「消防団員厚生事業交付金交付事業」

本事業は、消防団員互助会が行う厚生事業に対し補助金を交付することにより、消防団員の結束力の強化や福利厚生の実現を図るものである。

当委員会からは、「より効果的な事業とするため、厚生事業について実績や団員の年齢構成に応じた内容に見直すなど工夫改善していくことが望ましい。また、女性団員の増加を推進していることを踏まえれば、女性部への交付金の使途や配分の見直しなどを検討することが肝要である」旨の意見があった。

意見を受け、厚生事業の在り方を検討し、団員からの意見を反映させるため、分団長会議等で議題に挙げ、現団員の意向に即した事業内容となるように精査し、毎年度見直しを実施していくことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、女性部への交付金の使途等について検討し、男性団員とは異なる目線で消防団活動の周知や防災教育を担っている女性団員数を増加させたいものの、現在性別にかかわらず消防団員の定数を満たしていない中で、男性、女性団員ともに同基準で交付している現状を鑑みると、改めて性別によって交付金の配分等を変更することについては、現団員の構成等を考慮して見直しが困難であると判断したことから見送っている。

No.2 「木造住宅耐震改修等助成事業」

本事業は、地震発生時における助成対象住宅に居住する市民の生命・財産を守り、また、地域の安全性の向上に資することを目的として、旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修に係る費用の一部を助成するものである。

当委員会からは、「要耐震改修住宅戸数の目標数値に対し、交付実績が低調である理由として、耐震改修に係る費用に対して補助額が少ないことに加え、住宅の耐震化の必要性に対する市民の認識が不十分であることが考えられる。補助額の増額の検討や、耐震補強が必要な住宅が密集する地域への啓発、耐震診断結果に応じた改修内容や工事費用の周知など、より効果的な周知方法等について検討し、工夫改善することを求めたい」旨の意見があった。

意見を受け、補助額の増額を検討し、本市の住宅耐震化緊急促進アクションプログラムが策定されたことにより、都費及び国費の活用が可能となったため、助成額を最大100万円に引き上げたことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、より効果的な周知方法について、今後、事業内容の周知に併せて、住宅の耐震補強の必要性や工事内容等について、申請者の理解が得られやすい広報内容を検討し、啓発活動をしていくとしている。

No. 3 「特定健康診査未受診者受診勧奨事業」

本事業は、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的として、生活習慣病の発症及び重症化を予防する契機となる特定健康診査の受診者を増やすため、未受診者への受診勧奨を行うものである。

当委員会からは、「委託事業者によるナッジ理論等を用いた通知など勧奨方法を工夫することで特定健康診査受診率の向上を図り、同率を東京都平均より高い水準につなげていることは評価できる。ただし、公共性とプライバシー保護の観点から、診療報酬明細書等の個人情報を利用した勧奨に当たっては、当該情報を活用した取組について市民から理解を得られるよう、透明性を確保した上で実施することを求めたい」旨の意見があった。

意見を受け、所管課において改めて根拠法令を確認し、個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならないとされているが、同法第27条第5項第3号により本市の受診勧奨の運用は第三者から除外されていることから法律上問題はないものの、更に市民感情を意識することが課題であると認識し、市民に対して特定健康診査の受診票等を送付する際にSMSによる受診勧奨を行う可能性があることを明確に周知し、受診勧奨に使用する記載内容についても配慮した内容に変更したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

No. 4 「商店街装飾灯電気料補助金」

本事業は、商店街の振興に寄与することを目的として、商店会が設置し、維持管理する装飾等の電気料金の一部を補助するものである。

当委員会からは、「商店街のにぎわいを維持することに一定の意義が認められるため、当面は継続することが適当であるが、商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、本補助金を継続したとしても、商店街の振興を図ることや、存続させていくための課題を解決することは困難である。商店街の活性化策について、長期的な視点に立って市と商店会が共に検討を進めていく必要があり、その

上で本補助金がより有効な制度となるよう併せて検討していくことを求めたい」旨の意見があった。

意見を受け、補助金の在り方について検討し、商店会のイメージアップや景観形成とともに、安心安全な商店会を実現するための基本的な支援として本補助金を引き続き実施することとし、また、令和6年度から新たな補助制度として空き店舗活用補助金を創設したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

引き続き、商店会情報交換会で現状を聴取し、より効果的な商店街の活性化策を検討していくとしている。

No.5 「桜まつり実行委員会補助金」

本事業は、野山北公園自転車道の桜並木のライトアップに係る費用を補助し、地域資源を有効に活用して本市の魅力を発信することにより、市内外からの集客力を高めて地域の活性化に寄与することを目的とするものである。

当委員会からは、「桜まつりの来場者がもたらす市内への経済効果の正確な測定ができていないなど、桜まつりの成果の把握に課題があることから、成果等を正確に把握・分析した上で、桜まつり実行委員会と観光協会が連携して来場者数の増加に向けた企画の立案や効果的な周知を図るなど、より魅力的な事業へと発展させていくことを求めたい」旨の意見があった。

意見を受け、桜まつり実行委員会に対する交付金の在り方を検討し、実行委員会において飲食店の出店料や協賛金、広告料など自主財源の確保に努めているものの、収入に占める交付金の割合が約2割を占めていることから、自立的な開催は厳しい状況であると分析した上で、本補助金を継続することとしている。また、運営体制に関しては、令和6年度より各種団体とともに武蔵村山観光まちづくり協会も実行委員会に参画し、後援に名を連ねており、物価高騰が続く中で持続可能なイベントを目指し、令和6年度より会場イベントを土曜日の1日のみの開催へと見直しを行ったことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、野山北公園自転車道の桜の老木化やイベントに係る諸経費の高騰など、桜まつりの今後の展望は描きづらい状況にあるものの、春先の観光事業の一つとして、引き続き、観光まちづくり協会等とも連携しながら、できる限り自立的にイベントを開催できるよう支援していくとしている。

No.6 「創業支援等事業」

本事業は、創業希望者に対して支援を行うことにより、創業意欲を喚起し、市内での創業につなげることを目的とするものである。

当委員会からは、「参加者が定員に満たず潜在的な創業希望者の発掘や、本事業の目的である地域経済活性化についての効果の検証が課題となっていることから、創業希望者が求めるニーズや実態把握を通して、事業の企画、運営等にかすとともに、空き店舗を活用した創業支援など、地域政策の観点から市内での創業に対する付加価

値の創出について検討等を行い、より効果的な事業へと発展させていくことを期待したい。さらに関連事業の実施団体との連携を強化し、より創業しやすい環境の創出に努めることを求めたい」旨の意見があった。

意見を受け、効果的な方策について検討し、令和5年度に認定創業支援等事業計画を変更し、創業相談及びセミナー・イベント事業における関係機関との連携強化したほか、令和6年度に業務委託の内容を見直して創業個別相談等による支援の充実、さらに、創業に対する機運醸成を図るため、ローカルスタートアップ支援事業としてビジネスプランコンテストの開催など機運醸成事業を実施したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

見直しの結果、創業塾の参加者が定員を満たすなど一定の効果を得ており、引き続き、空き店舗活用事業や市内での創業に対する付加価値の創出などについて検討を行い、より効果的な事業展開を図っていくとしている。

No.7 「武蔵村山地域ブランド創造活動事業」

本事業は、市内の魅力ある商品等を認証し、市内外へ広く発信することで、認証商品の普及促進や集客力、知名度の向上を図るものである。

当委員会からは、「近年新たな認証商品の開発がなく、新規商品の開発の観点からは有効性に疑問が残る。認証商品の普及促進に加え、新規商品の開発支援においては他の創業支援を目的とした事業等との連携を検討する必要がある。その際には、既存の認証商品の分析により、それが本市の地域らしさにどのように結び付いているかの知見を確認し、新規商品の開発に役立てることを期待したい。また、地域に根差した効果的な周知方法を検討するなどの工夫改善により、より魅力的な事業へと発展させていくことを求めたい」旨の意見があった。

意見を受け、普及促進及び開発支援の方策について検討し、令和5年度から令和6年度にかけ、農業者や創業者などに事業の周知を図り、令和6年10月に地域ブランド認証商品に1品目が新たに追加されることとなった。令和7年度に収納課が実施する国民健康保険税口座振替キャンペーンで地域ブランド認証商品を対象としたクーポンを配布するなどして、周知拡大を図っていくこととしている。また、開発事業補助金は、これまでに実績が皆無であることから、補助制度以外の方策として、地域ブランドにテーマを絞ったコンテストの開催及び商品開発に係るコンサルティングの提供やリブランディングに係るデザイン開発支援等の伴走支援型の事業などの検討も行っていくことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

No.8 「老人性白内障特殊眼鏡等助成事業」

本事業は、老人性白内障のため水晶体摘出手術を実施した後、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない高齢者が購入する特殊眼鏡等の経費の一部を助成することで高齢者の福祉の増進を図

るものである。

当委員会からは、「近年は助成実績がないことから、廃止すべきとする趣旨は理解できるものの、医療技術の進歩等により対象者がいないものと推測するが、高齢化の進行に伴って本事業の対象となり得る高齢者が今後も増加していくことを考慮すれば、近年の実績のみを理由として廃止と判断することは適当ではないことから、眼科医への意見聴取を基に本事業の必要性を改めて精査した上で、廃止の是非を判断することが肝要である」旨の意見があった。

意見を受け、所管課において本事業の必要性及び廃止の是非について検討し、令和4年度実施の武蔵村山市第六次高齢者福祉計画及び第九期介護保険事業計画の策定用市民アンケート調査において、本事業の認知度が高齢者福祉サービスの中で最も低い割合であったことから廃止の検討を進めていたが、眼科医へ意見聴取したところ、対象者は0人ではないとの回答もあり、本事業は今後も継続して実施すると判断したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、事業を継続する上で、本事業の認知度が低いことが課題であるため、今後は申請対象者が認知できるよう効果的な周知方法を検討したいとしている。

No.9 「在宅医療・介護連携推進事業」

本事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることを目的として、在宅医療及び介護を一体的に提供するため、医療と介護の関係機関の相互連携を強化するものである。

当委員会からは、「在宅医療・介護連携支援センターが持つコーディネート機能が市民のニーズに十分に対応できているかや、在宅医療・介護連携推進協議会、多職種連携研修会等が関係機関の連携強化にどの程度寄与しているかなどがわかりにくいという課題がある。よって、より効果的な事業とするため、専門職だけでなく、サービスの利用者に対するアンケート調査の実施等により定性的な現状を把握した上で、質的な評価を実施し、高齢者の福祉の増進に寄与していくことを期待したい。また、在宅医療・介護連携支援センターについては、市民からの相談に対しても積極的に対応できる仕組みの構築を検討することが肝要である」旨の意見があった。

意見を受け、所管課において相互連携の方策や相談支援の仕組みづくりについて検討し、時事に合わせたテーマ等で意見を交換し、医療と介護の従事者同士が連携を深めることができる機会として専門職合同の研修会等を開催していくことに加え、市民からの相談に対し積極的に対応する仕組みづくりについては、市民からの個別具体的な相談内容に適した専門職へ柔軟に引き継げるよう働きかけをしていくとしている。さらに連携支援センターとしては、各職域間の情報共有や助言、研修による知識の向上を図ることにより、専門職間の連携を推進する役割を担っていけるよう事業を実践し、普及啓発事業も継続して実施していきたいとしていることから、見直し状況を「見直し済み」としている。

No.10 「子ども食堂推進事業」

本事業は、民間団体等が行う子ども食堂に対し、その運営に要する経費の一部を補助することにより活動の充実を図り、もって児童福祉の向上及び子育て世代の負担を軽減することを目的とするものである。

当委員会からは、「事業の周知に加え、団体等に対して積極的にアプローチすることで子ども食堂の開設数を増加させ、子どもの居場所づくりという側面だけでなく、地域住民による見守りと連携し、支援が必要な子どもたちへの早期介入につなげていることは評価できる。一方、保護者世代において子ども食堂に対する生活困窮世帯への支援というイメージが強く、その子どもたちへも同様のイメージが波及することが子ども食堂の利用を阻害する一因になっていると推測されることから、周知方法などを工夫改善することにより、今ある子ども食堂のイメージを払拭し、理解の定着に努めることが肝要である。また、支援に当たっては、運営団体の活動が継続されるよう努めるとともに、食中毒防止のため衛生管理指導を適正に行うことを求めたい。さらに、実施場所の検証や学校などの長期休暇中における臨時的な運用を実施する等、効果的な事業へと発展させていくことを期待したい」旨の意見があった。

所管課では、その意見を参考に検討し、生活困窮世帯への支援のみならず、誰でも利用できる食堂としての理解と周知を図るため、新たに「子ども食堂マップ」を作成し、市内公共施設や学校等に掲示依頼することに加え、子ども食堂実施団体との連絡会を実施し、衛生管理等の適正実施のほか、実施における課題や利用者の予約方法等の情報共有を図っていくとしたことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、長期休暇中の臨時的な開催については、既に一部の団体で実施しており、今後も開催数の増加について働きかけを行っていきたいとし、居場所づくりや地域交流の拠点を目的とした子ども食堂の在り方については、実施団体の意見も踏まえつつ、具体的に検討していきたいとしている。

No.11 「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業」

本事業は、「モノレールを呼ぼう！市民の会」へモノレールの促進活動に必要な経費を交付することにより、市民等が主体となって行うモノレール促進活動の充実を図り、もって多摩都市モノレールの市内延伸の早期実現に資することを目的とするものである。

当委員会からは、「モノレールの延伸が着実に前進している状況を踏まえ、これまで培ってきた知見や組織力をいかして将来世代を含めた全市民でまちづくりを考えていくものに転換しており、本交付金の存在意義は大きい。ただし、補助上限額を上回る繰越金が発生していることから、補助額の見直しについては検討することを求めたい」旨の意見があった。

意見を受け、所管課において、「モノレールを呼ぼう！市民の会」に対する交付金の在り方を検討し、多摩都市モノレールの事業主体

である東京都の取組等により、「モノレールを呼ぼう！」というフェーズが終了すると判断し、令和7年度予算において、市民活動団体への補助の縮小を図ったことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、令和7年3月6日、東京都における多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画決定が告示されたことを受け、令和8年度以降、本交付金を廃止する方向性である。

No.12 「ICT教育支援員派遣事業」

本事業は、市内各小・中学校にICT教育支援員を派遣し、各校の教員に対しICT教育に係る指導・助言等を行うことにより、教員のICT活用指導力の向上を図るものである。

当委員会からは、「ICT教育を充実させていくためには、教員各自の自発的で継続的な創意工夫が求められており、支援内容を、これまで行われてきた基礎的な知識や技術の習得から、より発展的なニーズに応じたものに変えていく必要がある。今後は、教員のモチベーションの違いや個別教育ニーズに対応した支援、さらには、働き方改革に結び付く支援に重点を移し、教員のICT活用指導力が更に向上することを期待したい。また、ICT活用は、個別学習の充実、探究的な学び、協働学習、オンライン学習、プログラミング教育など多岐にわたるため、教育目的ごとにどのような成果があったのかを明確にすることを求めたい」旨の意見があった。

意見を受け、授業におけるICT活用方法を検討し、ICT支援員による研修等を実施するなど、教員の知識及び技術の習得に努め、更なる活用を促している。また、教育目的ごとの成果については、従前からの学校訪問による状況把握に加え、毎月1回開催しているICT支援員派遣委託事業者との会議において、教育目的ごとの成果を記録した資料を基に具体的にどのような学習で活用したのか報告を受けることで確認し、結果を各学校へフィードバックすることで、情報共有する体制を整備したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

以上が行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況結果である。

【質疑・意見等】

- 他自治体では外部評価を実施するのみという状況もあるが、本市では当委員会での意見等を基に所管課での進捗結果が報告されている。所管課の見直し結果がきちんと整理され、当委員会で審議した内容に基づいて着実に見直されて行政改革につながっていることが分かる。

議題1 事務事業の外部評価について

事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

- 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No. 2 ビジネスチャットの導入及び文章生成A I活用事業

ビジネスチャットの導入及び文章生成A I活用事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 本市の活用方法に限定せず、効果的に活用できた好事例や他市を含めた先進事例を伺いたい。

- ビジネスチャットは、主に他自治体等との交流等に活用されている。所管する業務テーマに即したグループを設定し、同グループチャットに担当者が参加することで、各自治体の業務の取組内容や、それに関連した抱える業務上の課題について情報共有を図れる。メールや電話より迅速性があり、他自治体の職員等グループチャットの参加者全員でテキスト情報やファイル、画像を共有し、その場で質疑応答できるのでリアルタイムで課題等への解決策が図れる。

文書生成A Iは、日常的な業務での相談相手のように個人で解決する際に活用されている。会議等での挨拶文を作成する際に、会議の内容に応じて相応しい挨拶の回答を求めると、A Iが独自に文章を作成する。また、200文字程度や二分程度で作成するよう求めても、相応の回答がすぐに得られる。エクセルの計算方法も仮にどういう計算をしたいという曖昧な質問に対しても具体的な数式が回答として提示される。新たな事務事業のアイデアを挙げるよう求めることも可能で、指定した内容に基づくアイデアやキャッチフレーズの回答を得られる。

- 東京都でも「文章生成A I利活用ガイドライン・活用事例集」をインターネット上で公開し、A Iを用いた自治体の先進事例を取り上げている。具体的な活用方法として、幼児向け健診の画像付きのチラシ作成やキャッチフレーズ、企画の段階における地域イベントのタイトルを考案するよう指示すると、自動的に作成、編集して回答案を提示してくれる。日常のほとんどの業務内容がc h a t G P Tなどの文章生成A Iを活用すると容易にできるようになった。

一方、一般論としてビジネスチャットがあれば便利だと理解できるが、普段からコミュニケーションがない状況では、ほとんど活用されないように思う。

- この仕組みなら自治体専用回線なので安心してチャットを利用できると思うが、当システムの導入で成果につながった事例はあるか。

- 自治体専用回線なので非公開情報を含めたやりとりができる。例として、デジタル推進課でD X推進に関わるチャンネルをグループチャットで作る場合、複数の自治体が集まり、その場で質疑や調査依頼等が可能となっている。

- 導入後、本市でビジネスチャットを活用した事例など、実際に効果があったという実感があまり伝わってこない印象を受ける。
- 他市の事例を挙げると、実際に取り組む仕事の仕方を他市の情報を踏まえて変更した結果、90時間程度の業務削減が図られたと聞いている。
本市では、他課の業務で近隣5市の課長職で構成する協議会の組織体があり、ビジネスチャットに参加して他市の課長と、より率直なやりとりができて交流を図れたと聞いている。市全体でというより小さな組織体でグループを作り利用した事例は確認している。また、デジタル推進課でも東京都を含めるデジタル推進等に関係する担当者のグループチャットがあり、その中では、他自治体への調査依頼の際「はい」、「いいえ」の項目で簡単に回答できる。従来は電話や書面により調査を依頼していたので効率化が上がった。
- チャットルームは既存に固定されているものでなく、どの自治体に所属する職員でも新たに開設できるのか。
- 本市と同様のシステムを導入している自治体でアカウントを付与されていれば開設できる。
- 本市で導入しているシステムを伺いたい。
- 本市では株式会社トラストバンクの「L o G oチャット」を導入して運用している。
- ビジネスチャットの利用とはいえ一般的な話でなく、行政の業務内容に係る話をチャットで行うという理解でよいか。
- そのとおりである。「L o G oチャット」は自治体専用ビジネスチャットツールで、同システムを導入している自治体同士で利用できる仕組みである。
- 同システムを導入していれば、自治体担当者が興味のあるグループチャットに参加して各々で質疑応答する形で利用でき、オンライン上で同時参加していれば、すぐに意見交換ができるということか。
- そのとおりである。主導的にグループを作り他自治体に参加を促す形でも利用する。特定の人を集めたり、課を問わず日常的な業務の相談のために集まるグループも作成することができる。また、そのグループに外部の事業者を特例的に参加させる機能もある。
- どのようにグループチャット参加者を設定するのか。
- ユーザーの検索機能が備わっている。例えば「デジタル」と単語を検索すると、他自治体のデジタルに係る課長職のユーザー名がヒットし、その方をグループチャットに誘う形になる。
- ユーザー名は実名なのか。
- 自治体の運用にもよるが、アカウント名に個人名、肩書きに課名が設定されている場合もある。本市は基本的に組織名と所属名を用いてアカウントを設定している。
- チャットに限らず、従来から自治体同士で集まり様々な情報共有をしてきたのか。
- 各部署の業務に応じて各市の係長や課長単位で会議体を組織し、年に2、3回程度、定期的集まり情報共有してきた。会議等の中で検討結果を取りまとめ、上の組織体に報告することもある。コロナ禍

をきっかけに対面形式でなく書面によるやりとりが変わり、なかなか現場の生の声を聞きづらい状況になりつつある中、当チャットツールを利用すればテキスト情報であるが、担当者レベルでの声が聞けるのでコミュニケーションは取りやすくなっている。

- そういった交流の中で良い方向に全体を底上げできるかを市の垣根を越えて考えながら取り組んでいるということか。
- 自治体で似通った業務をしている中で抱える悩みが同様にあり、意見交換している。
- その時に従来の対面形式による会議等を当システムでサポートするなら、今の話では、どの会社のチャットを導入しているかによって、チャットに参加できるかが変わると思う。
- 確かに公式の集まりに置き換えると、システムの影響は発生するかもしれないが、現状は当システムを利用する自治体の中で、全国から参加者を募ることができる仕組みとなっている。
- 担当者レベルで行うものは東京都の市町村の集まりがメインになると思うが、当システムでは地域の制約を取り払い日本全国の同システムを導入している自治体で情報共有できるようになるメリットがある一方で、既存の基盤で動いているコミュニケーションネットワークがないので、なかなか軌道に乗るまでどのように充実していくかの道筋が見えていないように思う。
- チャットツールを完全に活用しきれる状態には至っていない。
- 地方税ポータルシステム（e L T A X）の手続に関して、小平市が先行してペーパーレス化を実施しているが、その際にどう手続したかノウハウを知りたいという話を他市の職員から聞いたことがあった。当時、チャットツールが浸透してうまく活用されていれば、より効果的であったかもしれないと思う。
- 各職員に使用してもらうため広く周知し、うまく使いこなせるよう案内していくという課題はあると感じている。
- 同様の課題を抱えている方ばかりだと思うので取り組んでいただきたい。
- 令和7年度予算額220万8千円の算出方法を伺いたい。
- ビジネスチャット機能の月額使用料、それに加えてオプション機能の文章生成A Iシステムの月額使用料の12か月分を合算した額を計上している。ビジネスチャットの1カウント当たりの単価は税込み価格で286円、本市ではアカウント数を155で業者と契約している。文章生成A Iシステムの月額使用料は13万円である。
- アカウント数の155という数値設定の理由を伺いたい。
- 部長職及び課長職に対しては個人単位で、残りを各課の係単位でアカウントを設定している。個人アカウント数は63個、係単位の組織アカウント数は88個ある。
- 組織アカウントや個人アカウントの設定方法や使用方法は他自治体でも本市と同様の状況なのか。
- 自治体ごとに異なる。全職員にアカウントを付与している市もあれば、課や係単位で付与している市もある。業者との契約金額を踏まえて各自自治体での財政的な考えも含め、導入の仕方でもアカウント数

を設定している。

- 全職員にアカウントがあった方がよいと思うが、契約金額も高額になる。全職員にアカウントを付与している自治体を知っているか。
- 当課で把握している調査等では正確なアカウント数までは分からない。
- 当面は導入時のまま155アカウント数で運用していくという理解だが、実際に職員に使用してもらう中で、実施効果や成果を踏まえてアカウント数を増やすか検討していくのだろう。今のところ事例がないものの、有効性や効率性は期待できると思うので、更に普及していただくように今後の方針は「拡充」が望ましい。
- 導入後の効果が今後出るか出ないかが本事業の評価のポイントになる。導入後の成果や実績が数字で表せると良い。何人の職員がどのように業務に活用して、時間が短縮されたのかなど、数値化されるとより評価しやすい。
- 東京都職員向けの研修ではアイデアソンを取り上げ、生成AIにどう入力すれば、どの仕事に貢献するかが分かる事例集を作成している。他自治体でもchatGPTかわら版を発行し、どのように使えるかを随時周知徹底する取組をしている。それを踏まえると、自分の部署に合う形で使いたくなるようPRしたり、研修方法等を工夫するとよい。
- 「LGWAN環境でのchatGPTの利用について」と入力すると、「LGWAN環境自体が閉鎖されている環境であり、外部インターネットに対して様々な情報を収集して返答するという意味では制限がある。そのため自治体で利用するなら、自治体ごとに提供されているLGWAN環境対応の生成AIサービスを導入することが現実的である」という結果が出力された。本市の文章生成AIシステムは広く外部インターネットの情報を集めるものとは違うのか。
- 当システムの生成AIは学習機能に制限をかけており、自治体からの質問内容等を外部での回答に使用されないよう制限する仕組みがある。
- これまでの話をまとめると、本事業は、DXの推進に向け、ビジネスチャット及び文章生成AIが一体となったシステムを導入し活用することにより、業務の効率化や職員の負担軽減に寄与することを目的としている。

当該システムは、一定のセキュリティ性が確保された総合行政ネットワーク環境で利用可能であり、文章生成AIに関しては個人情報等を学習しないように一定の制限がかけられたシステムを導入し、安全性を担保した運用としていることから、運用環境については適当である。

ビジネスチャットについては、他自治体との情報共有に有用であるが、都内の自治体においても導入自治体が限定的であり、活用されている分野も限られていることから、その活用状況には疑問が残る。一方、今後、同システムの導入自治体が増加し、活用される分野も拡大していくことで、より活発化な活用が見込まれることから、活用事例等を積極的に周知し、全庁的に浸透させていくことが肝要である。

文章生成AIについては、実用的に多くの業務で活用できるよう当該システムを導入した趣旨を踏まえれば、適正利用のために「文章生成AI活用ガイドライン」を定め、当該ガイドラインに則した利用を徹底させるとともに、普及促進に努めていることは評価できる。

また、より効果的に活用するため、他市での好事例等を調査研究し、それを基に職員への研修方法や運用マニュアル等へ反映させて工夫改善を図るとともに、実際の業務への活用方法などを検討していくことが望ましい。

さらに、同システムは全職員が容易に実務に活用できることから、アイデアソン等によるアイデア募集や成功事例等を組織横断的に共有し、幅広く各部署に見合う形で活用できる環境を構築していくことが肝要である。

No. 1 1 ベビーシッター利用支援事業

ベビーシッター利用支援事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 案内チラシには利用申込からサービスの利用開始まで1か月と記載されているが、なぜ時間がかかるのか理由を伺いたい。
- 本事業の利用対象を0歳から2歳までの待機児童の保護者又は育児休業を1年間取得した後に復職する保護者としている。
利用申込から利用開始までの流れであるが、初めに、保育園の入所申込をして入所待機となると、市から保護者へ入所保留通知書を発送する。同通知書を子ども育成課の窓口を持参してもらい、本事業の対象である旨を同課で確認している。確認後、保護者へ対象者確認書を交付し、同確認書をもって保護者がベビーシッター事業者と利用契約を結び、同契約書を同課に持参してもらうことになる。市でも極力早く書類を発送するが、事業者を探すまでに時間がかかり、契約が難しい状況も想定される。契約までスムーズに進んだ場合の利用開始までの目安としておおむね1か月と表記している。
- その期間は短縮できるのか。
- 入所保留通知書の発送時期や、それ以降の利用開始までの手続等に係る大体のスケジュールを具体的にアドバイスし、保護者と連携することで短縮は可能だと思われる。
- 基本的に保護者自身でベビーシッター事業者と手続を進めなければならず、それで時間がかかるのか。
- それもあると思う。また、契約後に東京都のベビーシッター利用支援事業の認定事業者とマッチングするためのシステム上のアカウント発行手続があり、それも子ども育成課の窓口で行っている。その際、ベビーシッター事業者との契約書を保護者に持参してもらい、東京都のベビーシッター利用支援事業の認定事業者に該当するかを確認している。
- 認定事業者のリストから選んでいるということか。
- 保護者が本事業を事前に調べて選定している可能性もあるが、保

護者が相談に来庁した際は、登録されている16のベビーシッター認定事業者を案内し、その中から保護者自身で選んでもらい契約を締結してもらう。

- 発行されるアカウントは何に必要なのか。
- 契約後、保護者がベビーシッターを利用する具体的な日時をシステム登録するために必要になる。市はアカウント発行の申請受付まで行い、その後は、保育士事業協会から直接保護者宛にアカウントが通知される仕組みである。
- そのアカウントは、ベビーシッター事業者ごとに違うものなのか。
- 利用者ごとに個別のアカウントが発行されるが、事業者ごとに違いはなくシステムは同じである。
- そのシステム上でベビーシッター事業者とマッチングするために登録するのではなく、サービスを利用するための登録という理解でよいか。
- そのとおりである。
- それなら保護者が来庁した際に、その場でアカウント登録・発行してもらう方がよいと思うが、対応できないのか。
- 御指摘のとおりであるが、現状はそういう仕組みになっていない。
- 認定事業者の中から希望する条件に合う事業者を保護者が自分で探すしかないのか。
- そのとおりである。
- 保育園の入所申込をして待機が決まり、入所保留通知書の発送、それから更に対象者確認書が保護者に届くまで、どの程度の期間か伺いたい。
- 入所保留通知書は大体月初に通知するが、通知した月中には保護者の手元に届く。同通知書が届き次第、すぐに子ども育成課の窓口を持参してもらえば、実際に入所保留の事実が確認できるので、確認申請を受理して、すぐに対象者確認書を送付すれば期間を短縮できる。
- 保護者が最も手間がかかり大変と感じるのは、事業者を探して契約するところなのか。
- そうだと思う。
- 極端な話だが、待機児童が0人になれば本事業は必要ないということか。
- 御指摘のとおり、本事業は待機児童の解消のための施策である。ベビーシッターを独自に希望する保護者もいると思われるが、待機児童になっていなければ対象とならない。
- 現状、待機児童は何人いるのか。
- 令和7年4月当初時点では待機児童は18人である。
- 以前は市直営の保育園もあったが、復活するという話は出てこないのか。保育園は一時市営から民間委託に切り替わったが、1年程度で閉鎖になったと記憶している。
- 御指摘のとおり、以前は市営保育園があり、0歳児から2歳児まで預かっていた。
- これまでの経緯や市の考えを伺いたい。市営保育園で実施していた0歳児から2歳児の保育業務を止めたから本事業のような制度を

取り入れたのか。逆に市営ではなく民間でもよいので認可保育園に補助金を交付し、保育士を増やして0歳児から2歳児を多く預かってもらえる環境を作る方がよいのか。

- 本市の待機児童の推移として、ピーク時の状況と比較すれば現在はいよいよ減少している。本市は1歳児が半分以上を占めており、1歳児の需要はあると考えている。どうしても特定の保育園だけに入所を希望される保護者が一部いるものの、今の保育所の乳児の定員数を考慮しても、市全体で見れば乳児であっても受入れ可能であると判断されることから、特段の整理を行う必要はないと考えている。
- 保護者の心理として他人が自宅に入るのを嫌がるのは分かる。逆に自宅ではなく臨時的に乳児を預けることができる場所を用意すればよく、ベビーシッターが1人いれば幼児1人ではなく2人ほど面倒を見ていただけるのではないかと。
- 最低基準で通常0歳児は保育士1人で3人まで保育できるという基準がある。ベビーシッター利用支援事業は、基本的に1対1となる。それには双方の相性などのマッチングが重要であると考えている。
- 昨今は、いろいろなニュースがあり、幼児を他人に預けることに恐怖を感じる保護者も大勢いると思う。本事業の趣旨は分かるし、幼児を預けるのに補助してもらえるので事業としては悪くないと思うが、自宅に来てもらうことには疑問が残る。
- 本事業は、待機児童対策と育児休業明け支援で二つに対象を分けているが、育児休業明けの方は必ずしも待機児童ではないと思われる。
- 育児休業明けの保護者は保育園の申込み自体をしないため、会社との契約で子どもが1歳を迎える際には職場に復帰する約束をしている。その段階で、初めて保育園に申込した際に待機となった場合にベビーシッターが利用可能になる。
- 待機児童の問題であるとするならば、待機児童を減らすことを考えたほうが本来の姿なのではないかという質問だったと思う。
しかし、待機児童の保護者以外にもニーズがあるから、育児休業明けの保護者というカテゴリーを設けているのではないかと。あるいは夜勤のある保護者などのニーズに対しては、保育施設よりもベビーシッターの方が柔軟に対応できることは利点であると思う。それならベビーシッターを利用できること自体は、多様なニーズへの対応にも役立つという側面があると思われる。
- 御指摘のとおりである。範囲は広がるので多様なニーズに対応できると思う。
- アンケート調査の結果を伺いたい。
- 令和6年度実績は1人で目標設定の3人を下回る結果となった。要因としては、サービス利用に当たり所定の申込手続等を行う必要があり、利用開始までに時間がかかることや、また、利用者アンケート調査に回答した99名の保護者のうち約7割が「本事業を知らない」と回答し、約5割が「他人を自宅に招くことに抵抗感がある」と回答していることから、本事業の利用を希望する保護者が少なかつ

たものと考えている。

- その調査結果で保育のニーズがどこにあるのかを知るのに、先ほど特定の保育園に預けたいという希望がかなわず待機児童になる保護者もいるし、希望する勤務時間では入所認定がされないとして諦めてしまう保護者もいると思う。本当は潜在的なニーズがどのような所にどの位あるのかが分かっていたら、それぞれの対象ごとにアプローチの仕方が違うのではないか。
- 就労形態の多様化は市でも承知しており、休日保育などの事業も実施している。基本的には昼間に就労される方が大多数なので、市として待機児童対策を講じている。本事業は、待機児童が多い状況の中で当初ベビーシッター利用の需要があると見込んで実施したが、現状は待機児童自体が少なくなっている。今回の調査は利用者が少ない状況を確認する意図だったが、ベビーシッターを利用されない方は自宅に他人が来ることを嫌がるのが判明した。
- どれ程良い人でも他人に子どもを預けるのは気になり、他人が自宅に立ち入るのもなかなかハードルが高い。対象児童の年齢や、育児休業後に復職する保護者に対象を区切るよりも、逆に要件を緩和してみてもどうか。就労中でやむを得ず誰かに面倒を見てもらいたいと願う保護者の視点でみると、単発でもベビーシッターを利用したいケースが認められるなら、もう少しニーズがあるように思う。
- そういう直接的な要望はない。御指摘のあった内容を保護者へ聞き取り調査すれば、そういうケースもあるかもしれない。
- きちんと市が認めたベビーシッターであるなら保護者に安心感を与えられると思う。逆にニュース等の影響で保護者には怖いイメージを与える気がする。その辺りを考慮して本事業とは別の事業として立ち上げた方がよいかは一概に言えないが、まずは保護者への聞き取り調査が必要だと感じる。
- 本市は、多摩都市モノレール延伸に関連したまちづくりが進み、現在も戸建て住宅や集合住宅が建設されている。今後も30代など若い世代が流入してくると想定すると、ここ数年以内には本市の人口も増えてくるはずである。更に子どもが増えれば本事業のニーズも増えてくると予想されるので、その準備として行っていくのもよいと思う。
- 添付資料の案内チラシには「認可外保育施設利用支援事業補助金を受けている方は、本事業を利用できない」と記載があるが、自宅でベビーシッターを利用したくない方は民間の認可外保育施設を利用しており、それに対し、補助しているため対象外という理解でよいか。
- そのとおりである。
- 本事業の実施市町村名が東京都のホームページで紹介されており、近隣の東大和市、三鷹市及び調布市は掲載されていたが、本市は未掲載だったように思うが、理由はあるのか。
- ベビーシッター利用支援事業には「事業連携型」と「一時預かり利用支援型」の二種類がある。本市は「事業者連携型」を実施しており、東大和市は「一時預かり利用支援型」を実施している。

- 本事業との違いを伺いたい。
- 「一時預かり利用支援型」は、待機児童等を対象とする「事業者連携型」と異なり、特段保護者の就労要件を設けることなく、保護者の通院等の理由でもベビーシッターを利用できる制度になっている。
- 東京都が考えているベビーシッター利用支援事業の捉え方では、保護者の突発的な事情によるベビーシッターの利用も想定され、それを「一時預かり利用支援型」として取り入れたほうが、よりニーズもあるという理解でよいか。
- そのように思う。
- 市から直接ベビーシッター事業者へ補助金を支給するのか。
- 保護者が市へ提示する契約書で確認し、市から保護者に支給する。その後、保護者からベビーシッター事業者に利用料を支払う。
- 利用開始まで1か月程度かかる事情は理解したが、幼児を預けて就労したいと考える保護者はなるべく早く利用したいはずである。そのため、何らかの方法で期間を短縮してスムーズに利用できる方法を検討し、例えば、現状は事業者の紹介だけで済ますものを、市が事業者との調整等に絡んで契約の締結を進めていくことはできないものか。市、ベビーシッター事業者、保護者の三者で上手く連携を取りながら、円滑に進めることができれば利用開始に至るまでの期間を1週間から2週間程度に短縮できる可能性もあると思う。
ベビーシッター事業者との契約も保護者でやってほしいというのは少し違うように思われ、行政の都合で利用が遅くなるのは好ましくないので、使い勝手の良さや効果的な広報の仕方を含めて検討し、見直していく方がよい。
- 実証しないと分からないものの、先ほどの意見のとおり日常生活の突発的な事情で一時的に保育が必要となる方が多く、事業者連携型よりも一時預かり利用支援型の方が需要も高いように思う。両方とも実施するのは大変なので、片方を選択するのであれば、むしろ後者にニーズがあると思われる。
- これまでの話をまとめると、本事業は、待機児童の保護者又は育児休業を満了し、復職する保護者が東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する際に、その利用料の一部を補助することで、入所待機児童の解消に資することを目的としており、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。
他方、近年利用実績が乏しいことから、普及促進を図り、利用者をいかに増加できるかが課題となっている。
利用実績が低調である理由としては、自宅に他人が立ち入ることへの心理的抵抗感がある保護者が一定いることと思料される。また、ベビーシッター事業者との契約方法など所定手続を行う保護者に負担があり、利用開始までに時間を要することなど、利用手続上の課題があると思料する。
よって、本事業を利用するに至らない理由等の実態を調査し、ニーズの在り方を研究することが望ましい。また、保護者の意見等を踏まえ、利用要件や入所待機児童の要件にこだわらない一時預かり利用支援型を含めた運用方法等を再検討し、利用者のニーズを捉えた保

育サービスを提供していくことが肝要である。

議題2 行政評価委員会としての意見整理

第1回会議で審議した事務事業3件の外部評価(修正案)及び第2回会議で審議した事務事業3件の外部評価(案)について提示した。

No.1 LINE等システム導入事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No.4 自主防災組織活動資器材等助成事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No.5 避難情報等電話配信サービス事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No.6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業(企画調整ハイリスクアプローチ)

- 診療報酬明細書を活用して受診勧奨者をうまく特定していることは評価できるが、勧奨後の保健指導参加者が少ないことが問題であり、糖尿病性腎症等重症化予防プログラムに参加してもらえば確かな実施効果は得られているので、その参加者を増やすため対策を講じた方がよいという議論だった。

第三段落と第四段落は目的や手段が盛り込まれているが、健康診査の受診率向上を目指すことが必要なのか、生活習慣病の改善のため一般的な認識を高めることが必要なのかが、一見すると複雑なので整理した方がよい。

- 第二段落の「他方、参加勧奨者数に対し保健指導参加者数が少ないため、」の記載について具体的な数値を書いた方がよい。勧奨者数100名に対し参加者数10名と少ない点は改善の余地があるとの表現に修正していただきたい。その改善の工夫として第四段落の「加えて、」の文中から「通知文の内容を工夫する、敬老会などの機会を利用した効果的な情報提供、インセンティブの付与などによる参加意欲向上策を検討する」とし、参加率を向上させる方法を先に提示して後半の文章につなげた方がよい。
- 第三段落は、健康診査の受診率向上を目指すことに触れており、「また、」以降の文章には、なぜ受診率の向上を図るのかという理由を記載すべきだが、健康診査の検査結果を基に受診勧奨者を判定するという手続的な内容が記載されている。そのため、理由としては、健康診査未受診者の中には糖尿病性腎症及び糖尿病の後期高齢者が潜在していると考えられるため受診者を増やし、受診率を向上という所管課の意見に賛成するという内容に修正していただきたい。
- 第五段落の「保険者の変更に伴い、対象者が途切れなく保健事業を

受けられるよう、」の記載について「対象者が一貫して」に修正していただきたい。75歳到達を境に国民健康保険から後期高齢者医療保険へ切り替わっても一貫して保健事業を受けられるという趣旨の方がよい。

- 頂いた意見を踏まえて修正案を作成し、次の会議で提示する。

No.7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（ポピュレーションアプローチ）

○ 第二段落の「本事業の実施対象が社会参加している高齢者を中心としていることから、」の記載について、所管課は通いの場を拡大する理由にお互いさまサロンでの実施がほぼ一巡したことを挙げていたので、それを踏まえて修正していただきたい。厚生労働省が提唱する通いの場を地域の介護予防の拠点にすると効果的だという理由には、「生きがづくり」や「仲間づくり」の輪を広げる場所を定義して「通いの場」と呼んでおり、それを中心に集団支援につなげていくことに効果を期待している主旨がある。つまり「通いの場」が生きがづくりや仲間づくりのために社会参加している高齢者中心となるが、その点と議論していた所管課の望む「通いの場」の拡大とは意味合いが違うので修正した方がよい。

○ 第三段落の最後に「本事業の実施効果を測定するために改めて事前・事後の効果検証をすることで、より効果的な事業へと発展させることを期待したい」とあるが、最後よりも第二段落に加えた方がよい。事前・事後の舌圧測定が難しい理由として、集団支援の効果検証のため何度もお互いさまサロンに通うのは、通いの場の本来の活動が制限されるので好まれず、事後のみ舌圧測定したという話だった。よって「通いの場の本来の活動が制限されるため参加団体の協力を得るのは難しい実態があるが、」という一文を加え、第四段落の最後の文章をつなげてほしい。

続いて、高齢者のオーラルフレイルに対する関心を高め、機能低下を予防していくために様々なアイデアが議論されたが、ポピュレーションアプローチという通いの場を通じた集団支援以外にも広く実施することが効果的だという内容だったので、それを踏まえて修正してほしい。それには男性の参加率が低い現状や参加に対する心理的抵抗感を考慮した上で、「通いの場」というよりも、民間企業等との連携を含めた新たな「意識啓発の場」や「普及啓発の場」を創出することが必要であると修正してほしい。最後に「歯科医師会等と協力して、」の一文の記載について、「定期健診等の場で」の前に「診療所や」を加えてほしい。日本医師会が口腔フレイルに関するキャンペーンを実施しており、それに協力して新治療行為の一環として診療所で舌圧測定を実施する医師もいるので、それ踏まえた内容にしてほしい。

定期健診等で気軽にオーラルフレイルチェックが実施できる仕組みを構築することが望ましいが、それは通いの場を通じた集団支援以外の方法なので厳密にはポピュレーションアプローチではない。通いの場を通じたポピュレーションアプローチに関する評価として

は、お互いさまサロンでの実施は既に一巡しているので他に取組を広げる必要があり、ただし、その参加者も健康的な高齢者が中心なので、まず口腔フレイルの認識を向上させる必要がある。それには定期健診等での口腔機能測定などで認識を広げる方法があるが、本事業の取組を超えてしまうので最後に付け足していただきたい。

- 頂いた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No. 8 武蔵村山観光まちづくり協会助成事業

- 第一段落の「同協会の活動内容の充実と地域の観光資源の活用を推進することを目的とするものである」の記載について、他の事務事業の評価と統一するため「同協会の活動内容の充実と地域の観光資源の活用を推進することを目的としており、その意義が認められる」と修正していただきたい。それに伴い、後半の文章の修正も願う。
- 第四段落は観光まちづくり協会の担うべき役割として市民まつり実行委員会の運営について触れている。第四段落の「これまで培った同協会がもつノウハウや自発性が阻害されることのないよう配慮することが肝要であり、」の記載について、所管課の方針としては市民まつり実行委員会の運營業務を徐々に移管していくという話だったが、それにはどのような課題があるとの議論だったか。
- ここ数年以内に観光まちづくり協会が実質的に運営していくには現実的には難しいと推測される。市民まつり実行委員会について各部会の独立性もあるため中身を組織化していないと移管するのも困難であると思う。観光まちづくり協会は職員3人及び臨時職員5人のみで、市民まつりのような大規模なイベントの運営を行うとなると、事前にお互いの立場を理解し利害等を調整した上で移管しないと混乱してしまうだろう。
- 第四段落は、市民まつりはこれまで多くの関連団体の自発的な協力により支援されてきた歴史があり、その歴史性や、これまで市民まつり実行委員会による運営の経緯にも配慮した上で組織づくりをしていくことを念頭に置き、同様に観光まちづくり協会の運営体制を維持できるよう、市で支援することが必要である旨の表現に修正していただきたい。

- 頂いた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

議題3 その他

次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。

【質疑・意見等】

- 特になし。

会議の 公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： <u> 0 </u> 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []	

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：	）
	<input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：	）

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）